



2023年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。本制度の導入により、事業者はさまざまな対応を余儀なくされることとなった。本稿ではインボイス制度の概要を再確認する。

1 インボイス制度の概要

(1) インボイス制度とは

インボイス制度とは、消費税の計算における仕入税額控除の新しい方式であり、正式名称は「適格請求書等保存方式」という。消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算する。この控除をすることを、仕入税額控除という。

インボイス制度の導入により、仕入税額控除の要件は、原則としてインボイス発行業者（正式名称：適格請求書発行業者）から交付を受けたインボイス（正式名称：適格請求書）の保存と、一定の事項を記載した帳簿の保存となった。

(2) インボイスとは

国税庁の説明によると、「インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等

を伝えるための手段である」とのことである。そして、前出の仕入税額控除の要件から導き出される結論としては、「インボイスとは、仕入税額控除の規定の適用を受けるために必要な書類」ということになる。

さらに端的に言えば、インボイス発行業者が発行した、図表1の事項が記載された書類がインボイスである。これらの事項が記載された書類であれば、請求書、領収書、レシート等の名称を問わず、インボイスとして取り扱う。

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等、不特定多数の者に対して販売等を行うインボイス発行業者については、インボイスに代えて、図表2の事項が記載された簡易インボイスを交付できる。

(3) インボイス発行業者の登録制度

インボイスを交付するためには、納税地を所轄する税務署長にインボイス発行業者の登録申請書を提出し、登録を受けなければならない。登録申請書を提出すると、税務署による審査が行われる。そして、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われる。登録番号は、法人番号を有する事業者については「T+法人番号」となり、それ以外（個人事業者及び人格のない社団等）については「T+13桁の数字」となる。

図表1 インボイスの書類例

請求書		△△商事(株)
株〇〇御中 ← ⑥		登録番号 T012345…
11月分	131,200円	××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円 ← ③
...
合計	120,000円	消費税 11,200円 ← ⑤
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
		* 軽減税率対象 ← ④

①インボイス発行業者の氏名又は名称及び登録番号、②取引年月日、③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）、④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率、⑤税率ごとに区分した消費税額等、⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

出所：国税庁『適格請求書等保存方式の概要』（2023年）を基に筆者作成

図表2 簡易インボイスの書類例

スーパー〇〇		東京都…
××年11月30日		登録番号 T123456…
領収書		
③	ヨーグルト*	1 ¥108
	カップラーメン*	1 ¥216
	ビール	1 ¥550
	合計	¥874
	8%対象	¥324
	10%対象	¥550
	消費税額	¥24
	消費税額	¥50
	* 軽減税率対象	
	お預かり	¥1,000
	お釣	¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

①インボイス発行業者の氏名又は名称及び登録番号、②取引年月日、③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）、④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）、⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

出所：国税庁『適格請求書等保存方式の概要』（2023年）を基に筆者作成

インボイスの交付が可能となる日は、登録を受けた日である。免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる。そして、その事業者は、登録を受けた日の属する課税期間については、登録日からその末日までについて消費税を申告しなければならない。また、その事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録取消届出書を提出する等によりインボイス発行業者の登録の効力が失われるまでは、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも課税事業者となり、消費税を申告しなければならない。

インボイス発行業者の情報は、「国税庁適格請求書発行業者公表サイト」において公表される。情報が公表されることで、交付を受けた請求書等がインボイス発行業者が発行したものであることを客観的に確認できるようになっている。

(4) インボイスの交付義務

インボイス発行業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限る）からインボイスの交付を求められたときは、インボイス（不特定多数の者に対して販売等を行うインボイス発行業者については簡易インボイスでも可）を交付する義務がある。また、インボイスまたは簡易インボイスの交付に代えて、電子インボイスを提供することができる。

なお、3万円未満の自動販売機及び自動サーベス機により行われる商品の販売等、インボイスの交付が困難な取引で、法令に限定列挙されているものは、インボイスの交付義務が免除されている。

2 激変緩和措置の概要

(1) 激変緩和措置とは

インボイス制度の導入に伴う消費税額や事務負担の急激な増加を緩和するために、激変緩和措置